

茨木市既存公共建築物ZEB化可能性調査業務に係る
 プロポーザル実施要項
 別紙 審査基準及び配点の詳細

1 審査基準

(1) 第1次審査<事務局審査>

審査基準		審査内容	配点
企業の評価	履行実績	過去5年間における、契約金額が7,000千円以上の他の地方公共団体又はこれに準ずる機関から受注した同種業務及び類似業務（参加申込の際に提出された「業務実績調書」により、同種及び類似と判断できるもの）の受注件数 （受注件数1件につき、同種と判断できれば5点、類似と判断できれば2点） ※同種業務とは、仕様書Iの4(2)に定める業務をいい、類似業務とは民間建築物における複数の建築物での省エネ化等改修の総合的な検討に関するコンサルタント業務をいう ※50点を上限とする	50
		合 計	50
配置予定者の評価	業務実施体制	一級建築士資格等の資格を有しているか（仕様書に定める資格1つにつき、4点） ※20点を上限とする	20
		管理技術者として、過去5年間における契約金額が7,000千円以上の他の地方公共団体又はこれに準ずる機関から受注した同種業務及び類似業務（参加申込の際に提出された「業務実績調書」により、同種及び類似と判断できるもの）の担当件数 （受注件数1件につき、同種と判断できれば3点、類似と判断できれば2点） ※同種業務とは、仕様書Iの4(5)イに定める業務をいい、類似業務とは民間建築物における複数の建築物での省エネ化等改修の総合的な検討に関するコンサルタント業務の中で、主たる担当をした経験をいう ※30点を上限とする	30
合 計			50
提案額の評価	提案額（参考見積額）	業務内容に見合った適正な見積となっているか （100点×（提案者のうちの最低見積額／見積額）） ※小数点以下切り捨て	100
合 計			100
総 計			200

(2) 第2次審査<プレゼンテーションによる委員審査>
(配点は委員1人あたり)

審査基準		審査内容	配点
企画提案書の評価	事業計画	次年度以降の展開を踏まえた内容として、実現性の高いスケジュール提案となっているか	10
	簡易評価の実施方針	公共建築物の脱炭素を推進するための市の取組や目的を十分に理解した上で、本業務の目的達成のため、総合的な視点から比較検討できる内容・方法となっているか	15
		業務における前提条件や課題、その対応方針について十分に整理を行い、具体的に示され、可能性調査における対象建築物の選定にあたって効果的な手段となっているか	15
	可能性調査の実施方針	改修範囲や内容についての考え方が整理され、それぞれの効果が比較検討できるものとなっているか	15
		改修内容の実現性や事業費算定の実効性が確保される提案となっているか	15
	本業務を他の建築物に普及させるための実施方針	本業務の調査結果を活用し、他の建築物で省エネ化等改修への展開を見すえた提案がなされており、次年度以降の事業を円滑に進められるものとなっているか	20
	提案の独自性	仕様書に記載の内容に加え、独自の視点や専門的な知見から市にとって有益な提案がなされているか	10
合 計			100

2 配点

- (1) 第1次審査 200点
(2) 第2次審査 700点 (100点×7委員)
(1)と(2)の合計900点とする。